

公益社団法人千葉県情報サービス産業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県情報サービス産業協会（英文名 Chiba Information Service Industry Association 略称 CHISA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、情報化に関する調査、研究、研修及び広報活動等の事業を実施し、本県において、県民が情報サービスの恵沢を広く享受できる環境づくりや情報サービス産業の健全な発展を図ること等により、高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進して地域経済の発展及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報サービスに関する調査及び研究に関する事業
- (2) 情報化に関する普及啓発及び促進に関する事業
- (3) 情報サービスの人材育成及び確保に関する事業
- (4) 情報サービス産業の経営基盤の確立整備に関する事業
- (5) 情報サービス産業の振興に係る国内外との交流及び連携促進に関する事業
- (6) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同又は賛助する個人又は団体であって、第7条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の行う事業に関し深い学識を有する者又はこの法人に功勞のあつた者で、会長（第23条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が推薦し、理事会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 団体である正会員及び賛助会員は、この法人に対する代表者としての権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、経費の負担として総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、経費の負担として総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会日の1

週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。ただし、賛助会員及び特別会員の出席を妨げない。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招

集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員を選任案の全てにおいて、過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であつて、総会において、議長が複数の役員を選任案を候補者全員一括で決議することを出席している正会員に諮り、それに異議の出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理議決権)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、議長に対し事前に代理権を証明する書面を提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、議長に対し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面を提出し、又は当該議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。

2 前項の規定により議決権を行使する場合には、第18条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置等)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上25名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また2名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、役員 の 法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員 の 任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、総会決議で理事選任時に当該理事の任期を短縮することができるものとする。

2 会長の任にある理事が任期満了に伴い退任することとなる場合は、前項にかかわらずその退任時期を新会長が選出される直近の理事会終了時までとする。

3 理事及び監事の選任において、再任は妨げない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第23条第1項定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第29条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第30条 理事又は監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の1週間前までに理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項についての議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 部 会

(部 会)

第37条 この法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て、事業別の部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について

は、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、千葉県において発行する千葉日報新聞に掲載するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は須田孝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人千葉県情報サービス産業協会の会員は、第7条の規定にかかわらず、公益社団法人登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。
- 5 社団法人千葉県情報サービス産業協会の諸規程等は、公益社団法人千葉県情報サービス産業協会の諸規程として引継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 6 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。